

赤穂市国民健康保険運営協議会資料

と き 令和6年1月26日（金）

午後1時30分より

ところ 赤穂市役所 6階 第2委員会室

赤穂市国民健康保険

赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和6年1月現在)

区 分	氏 名	摘 要
被 保 険 者 代 表	大 前 和 弘	
	大 道 訓 敏	
	西 中 和 美	
	伊 澤 節 子	
医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師 代 表	渡 邊 節 雄	(一社)赤穂市医師会会長
	田 淵 誠 一	(一社)赤穂市医師会副会長
	赤 井 高 之	(一社)相生・赤穂市郡歯科医師会副会長
	寺 田 晋 一 郎	赤相薬剤師会会長
公 益 代 表	土 遠 孝 昌	赤穂市議会議長
	家 入 時 治	赤穂市議会民生生活委員長
	矢 野 英 樹	赤穂市自治会連合会会長
	山 田 和 子	日本赤十字社赤穂市地区赤十字奉仕団委員長

任期は、令和7年3月31日まで

(資 料 目 次)

1. 令和6年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針	…	1～6
2. 第1表 令和5年度決算見込	…	7、8
3. 第2表 令和6年度予算（案）前年度比較	…	9、10
4. 第3表 令和6年度予算（案）予算区分別	…	11、12
5. 第4表 令和6年度一般会計繰入金及び保険税算出基礎	…	13
6. 第5表 世帯数・被保険者数・診療費の年次別推移	…	14
7. 国民健康保険に関する用語解説	…	15

令和6年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針

1 はじめに

国民健康保険（以下「国保」という。）をはじめ、医療保険制度を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、今後も医療費は高い水準で推移し、引き続き厳しい財政状況となることを見込まれます。

国保は制度創設以来、わが国の国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきましたが、加入者の多くは所得が低く、年齢構成が高いことなどにより医療費水準が高いという構造的な課題は依然として解消されていません。こうしたことから財政基盤を強化し、国保事業の更なる安定化を図るため、令和5年度に策定された「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」に沿って保険料水準の統一に向けた取組を進めていくとともに、医療費適正化のさらなる取組を推進していく必要があります。

引き続き、本市においては、地域住民の生活状況に即したきめ細かな事業を担いながら、保険者の責務を十分に認識し、住民の健康の保持・増進に努め、全ての世代が安心できるよう、県下一体となって安定的な国保事業の運営に向けて取り組むことが求められています。

参考（令和6年度医療保険制度等に係る主な改正予定項目：国保関係）

1	保険料(税)の賦課(課税)限度額の改正	(令和6年4月施行)
	後期分：22万円→24万円	
2	低所得者に係る応益保険料(税)軽減措置の見直し	(同上)
①	5割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ	
(現行)	基準額 43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	
(改正後)	基準額 43万円 + <u>29.5万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	
②	2割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ	
(現行)	基準額 43万円 + <u>53.5万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	
(改正後)	基準額 43万円 + <u>54.5万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	
3	診療報酬の改定	
①	診療報酬 +0.88%	(令和6年6月施行)
②	薬価等 △1.00%	(令和6年4月施行)

2 令和5年度赤穂市国保財政の状況

(1) 歳入

ア 保険税の総額は、741,384千円となる見込みです。

イ 県支出金である保険給付費等交付金については、医療費や事業の実績に応じて交付される見込みです。

ウ 令和4年度からの繰越金8,728千円については、保険給付費等交付金の返還金に充当しました。

エ 高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、1人当たり医療費は依然として高い水準にありますが、一般会計から市単独支援額18,000千円を含む373,200千円を繰入れ、財政調整基金の取崩しにより財源調整を行うこととしています。

オ 以上により、歳入総額は、5,135,300千円と見込んでいます。

(2) 歳出

ア 療養給付費の算定基礎となる医療費は、過去の医療費実績及び最近における医療費の動向を考慮した結果、決算としては、1人当たり費用額は510,374円(④490,867円、前年度決算比3.97%増)、総費用額は、4,389,218千円(④4,423,692千円、前年度決算比0.78%減)となる見込みです。

また、国保会計負担の療養給付費は、3,248,022千円(④3,279,271千円、前年度決算比0.95%減)となる見込みです。

イ 県へ納付する国保事業費納付金は、1,193,882千円(④1,235,066千円、前年度決算比3.33%減)となる見込みです。

ウ 以上により、歳出総額は、5,135,300千円(④5,199,460千円、前年度決算比1.23%減)と見込んでいます。

3 令和6年度赤穂市国保事業の運営

(1) 基本方針

ア 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、県下の市町の中で上位となっており、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などにより依然として高い傾向にあります。令和6年度の医療費総額は、県から示された保険給付費額を基に見込んでいます。

イ 医療費適正化に向けた対策として、市民の健康な生活習慣の確立など、健康寿命の延伸に向けた保健事業を第3期データヘルス計画に則り実施するとともに、特定健康診査・特定保健指導を第4期計画に基づき適切に実施し、医療費の適正化に努めます。

ウ 保険税収納率向上対策の一環として、長期滞納者などに対する納税相談の実施、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行を通じての面談機会の確保、また、コンビニ・クレジットカード収納やペイジー口座振替受付サービスの実施などにより、滞納者の減少と歳入の確保に引き続き努めます。

(2) 保険税率等の改正方針

税率等については、県内の保険料水準の統一に向けて、年度間負担の公平性を確保する観点から、令和5年度より計画的・段階的に改正を行う方針としています。令和6年度についても、県算定の標準保険税率を基に税率等を引き上げることとします。

課税限度額については、法令の改正により全体で106万円まで引き上げられることとなるため、被保険者間の保険税負担の公平性を確保する観点から、政令で定められたとおり引き上げることとします。

また、低所得者に係る保険税軽減措置については、物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が負担軽減対象から外れないようにするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を引き上げることとします。

【保険税率等の改定状況】

(単位：円)

年度	基礎(医療給付費)分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	所得割税率	均等割額	平等割額	所得割税率	均等割額	平等割額	所得割税率	均等割額	平等割額
H27	6.60%	21,000	16,600	2.25%	6,600	5,000	1.65%	6,700	3,900
H28	7.69%	26,800	19,000	2.69%	9,400	6,700	1.92%	7,800	4,000
H29									
H30									
R元	7.59%								
R2	7.49%	24,500	16,500				2.12%	8,500	4,400
R3									
R4									
R5	7.44%	25,900	17,300	2.70%	9,800	6,900	2.23%	9,600	4,900
R6(案)	7.45%	27,400	18,200	2.80%	10,600	7,300	2.37%	10,800	5,400
県算定標準税率	7.50%	32,000	21,000	3.10%	13,000	8,500	2.80%	14,500	7,000

ア 税率等及び課税限度額の改正

税率等については、以下のとおり改正することとします。

区 分		現 行	令和6年度 保険税率 改正案	改正額(率)	影響率
基 礎 分 (医療給付費 分)	所得割税率	7.44%	7.45%	0.01%増	0.13%
	均等割額	25,900円	27,400円	1,500円増	5.79%
	平等割額	17,300円	18,200円	900円増	5.20%
	課税限度額	65万円	65万円	据置	—
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.70%	2.80%	0.10%増	3.70%
	均等割額	9,800円	10,600円	800円増	8.16%
	平等割額	6,900円	7,300円	400円増	5.80%
	課税限度額	22万円	24万円	2万円増	9.09%
介護納付金分	所得割税率	2.23%	2.37%	0.14%増	6.28%
	均等割額	9,600円	10,800円	1,200円増	12.50%
	平等割額	4,900円	5,400円	500円増	10.20%
	課税限度額	17万円	17万円	据置	—

イ 低所得者に係る応益保険税の軽減判定所得基準の改正

物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が応益保険税の軽減対象から外れないようにするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる応益保険税の措置軽減については、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を5割軽減は29.5万円（現行29万円）、2割軽減は54.5万円（現行：53.5万円）に引き上げることとします。

ウ 改正による影響額等

全体平均 (単位:円)

	現行	改正	比較			影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	89,336	92,352	3,016	131	2,885	3.38%
1世帯当り調定額	130,813	135,229	4,416	192	4,224	3.38%

(1) 基礎(医療給付費)分 (単位:円)

	現行	改正	比較			影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	60,761	61,940	1,179	0	1,179	1.94%
1世帯当り調定額	88,971	90,698	1,727	0	1,727	1.94%

(2) 後期高齢者支援金等分 (単位:円)

	現行	改正	比較			影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	22,225	23,521	1,296	131	1,165	5.83%
1世帯当り調定額	32,543	34,441	1,898	191	1,707	5.83%

(3) 介護納付金分 (単位:円)

	現行	改正	比較			影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	21,257	23,065	1,808	0	1,808	8.51%
1世帯当り調定額	24,565	26,655	2,090	0	2,090	8.51%

(3) 歳出

ア 医療費の状況

令和6年度の医療費の算出に当たっては、県から示された保険給付費額に基づき、以下のとおり見積もりました。療養費など、その他の保険給付費については、過去の医療費実績及び最近における医療費の動向を考慮し、所要額を算出しました。

	金額	前年度決算見込費
総費用額	4,364,400千円	0.57%減
1人当たり医療費	532,244円	4.29%増
療養給付費	3,220,928千円	0.57%減

イ 国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は、県から示された額に基づき1,181,132千円を見込みました。

ウ 保健事業費

保健事業費は、保険税収入額の6.04%、44,783千円を見込み、医療費通知、医療受診状況及び疾病分類調査などを継続して実施するほか、引き続きジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担軽減額の通知を行うことにより更なる使用促進に努めます。

生活習慣病健診一部負担助成については、引き続き一次健診(無料)及び二次健診の

一部負担助成を行い、健康増進と医療費の適正化に努めます。

国保保健指導事業については、引き続き特定健診未受診者への訪問、電話による受診勧奨や、医療機関重複・頻回受診者への訪問指導、糖尿病の医療未受診者や医療中断者であって生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対する訪問指導などを行います。また、新たに特定健診受診率向上と医療費の適正化を図るため、人工知能を活用し対象者の健康意識特性の分析を行い、その特性に応じた受診勧奨等を行います。

エ 以上により、歳出総額は、5, 110, 000千円と見積りました。

(4) 歳入

ア 保険税

保険税総額は、以下のとおり見込みました。

・医療給付費分保険税総額	499, 181千円
・後期高齢者支援金分保険税総額	188, 613千円
・介護納付金分保険税総額	53, 892千円
合計	741, 686千円

イ 県支出金

県支出金は、県から示された額に基づき、以下のとおり計上しました。

・普通交付金（保険給付費に要する費用）	3, 769, 434千円
・特別交付金（保険者努力支援交付金など）	151, 980千円
合計	3, 921, 414千円

ウ 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、以下のとおり見込みました。

①保険基盤安定制度等による繰入金	244, 418千円
②職員給与費等繰入金	53, 488千円
③出産育児一時金繰入金	8, 000千円
④財政安定化支援事業による繰入金	65, 010千円
⑤その他一般会計繰入金	8, 800千円
合計	379, 716千円

エ 基金繰入金

財政調整基金の残高見込額199, 330千円のうち、53, 700千円を繰り入れて財源調整を行うこととしています。

オ 以上により、歳入総額は、5, 110, 000千円と見積りました。

以上、令和6年度における本市国保事業の推進にあたっては、安定した制度維持のため、県と連携を図りながら適正な運営に努めます。

令和5年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込

第1表

(単位:千円)

費目	歳入			説明
	現計予算額 (A)	決算見込額 (B)	比較 (B)-(A)	
1 国民健康保険税	772,360	741,384	△ 30,976	
医療給付費分 現年課税分	504,570	485,342	△ 19,228	一般
医療給付費分 滞納繰越分	19,135	19,093	△ 42	一般 退職
後期高齢者支援金分 現年課税分	187,436	179,234	△ 8,202	一般
後期高齢者支援金分 滞納繰越分	6,626	6,608	△ 18	一般 退職
介護納付金分 現年課税分	52,051	48,578	△ 3,473	一般
介護納付金分 滞納繰越分	2,542	2,529	△ 13	一般 退職
2 一部負担金	2	0	△ 2	
3 手数料	350	350	0	督促手数料
4 県支出金	3,945,316	3,949,720	4,404	
県補助金	3,945,316	3,949,720	4,404	普通交付金 特別交付金
5 財産収入	405	218	△ 187	財政調整基金収入
6 繰入金	402,586	429,600	27,014	
一般会計繰入金	374,613	373,200	△ 1,413	保険基盤安定等繰入金 職員給与費等繰入金 出産育児一時金繰入金 財政安定化支援事業繰入金 その他一般会計繰入金
基金繰入金	27,973	56,400	28,427	
7 繰越金	8,728	8,728	0	前年度繰越金
8 諸収入	12,853	5,300	△ 7,553	延滞金 第三者納付金 不当利得返納金
歳入合計	5,142,600	5,135,300	△ 7,300	

(単位:千円)

歳 出				
費 目	現計予算額 (A)	決算見込額 (B)	比 較 (A)-(B)	説 明
1 総務費	59,619	58,760	859	総務管理費 56,164 徴税費 2,182 運営協議会費 414
2 保険給付費	3,802,693	3,807,072	△ 4,379	
療養給付費	3,234,367	3,248,022	△ 13,655	一 般
療養費	28,001	27,200	801	一 般
審査支払手数料	8,081	8,374	△ 293	診療報酬審査支払いに要する経費
高額療養費	505,601	505,492	109	一 般
移送費	100	50	50	
出産育児一時金	15,000	6,920	8,080	420千円×1件、500千円×13件
出産育児一時金支払手数料	7	3	4	
葬祭諸費	4,500	4,000	500	50千円×80件
結核医療諸費	36	11	25	
精神医療諸費	7,000	7,000	0	
3 国保事業費納付金	1,193,892	1,193,882	10	医療給付費分 838,842 後期高齢者支援金等分 267,087 介護納付金分 87,953
4 保健事業費	39,351	37,788	1,563	健康世帯表彰関係 181 健康奨励関係 3,000 一般事務関係 238 医療費通知関係 2,492 後発医薬品差額通知関係 848 特定健康診査等事業 23,661 未受診者対策等事業 7,368
5 公債費	500	100	400	一般公債費(利子)
6 諸支出金	45,140	37,480	7,660	保険税還付金(一般) 5,300 償還金 32,030 還付加算金(一般) 150
7 積立金	405	218	187	
8 予備費	1,000	0	1,000	
歳 出 合 計	5,142,600	5,135,300	7,300	

令和6年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第2表

(単位:千円)

費目	歳入			説明
	本年度(当初)	前年度(当初)	差引	
1 国民健康保険税	741,686	772,360	△ 30,674	
医療給付費分	499,181	523,705	△ 24,524	現年課税分 480,581 滞納繰越分 18,600
後期高齢者支援金分	188,613	194,062	△ 5,449	現年課税分 182,492 滞納繰越分 6,121
介護納付金分	53,892	54,593	△ 701	現年課税分 51,423 滞納繰越分 2,469
2 一部負担金	1	2	△ 1	
3 手数料	350	350	0	督促手数料
4 県支出金	3,921,414	3,945,316	△ 23,902	普通交付金 3,769,434 特別交付金 151,980 特別調整交付金 36,170 特定健康診査等負担金 10,356 保険者努力支援交付金 26,101 県繰入金分 79,353
5 財産収入	329	405	△ 76	財政調整基金収入
6 繰入金	433,416	377,713	55,703	
一般会計繰入金	379,716	372,713	7,003	保険基盤安定等繰入金 244,418 職員給与費等繰入金 53,488 出産育児一時金繰入金 8,000 財政安定化支援事業繰入金 65,010 その他一般会計繰入金 8,800
基金繰入金	53,700	5,000	48,700	
7 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
8 諸収入	12,803	12,853	△ 50	
歳入合計	5,110,000	5,109,000	1,000	

医療分	4,752,990	4,753,960	△ 970
後期分	269,047	267,087	1,960
介護分	87,963	87,953	10

※本年度より医療分の一般・退職区分廃止(前年度は退職分313千円含む)

(単位:千円)

歳 出				
費 目	本年度(当初)	前年度(当初)	差 引	説 明
1 総務費	89,050	53,749	35,301	総務管理費 86,229 徴税費 2,407 運営協議会費 414
2 保険給付費	3,776,446	3,802,693	△ 26,247	療養給付費 3,220,928 療養費 24,800 審査支払手数料 8,100 高額療養費 499,000 移送費 100 出産育児諸費 12,006 葬祭諸費 4,500 結核医療諸費 12 精神医療諸費 7,000
3 国保事業費納付金	1,181,132	1,193,892	△ 12,760	医療給付費分 824,122 後期高齢者支援金等分 269,047 介護納付金分 87,963
4 保健事業費	44,783	39,351	5,432	健康奨励関係 3,000 一般事務関係 895 医療費通知関係 2,329 後発医薬品差額通知関係 796 特定健康診査等事業 24,863 未受診者対策等事業 12,900
5 公債費	500	500	0	一般公債費(利子)
6 諸支出金	16,760	17,410	△ 650	
7 積立金	329	405	△ 76	財政調整基金積立金
8 予備費	1,000	1,000	0	
歳 出 合 計	5,110,000	5,109,000	1,000	

医 療 分	4,752,990	4,753,960	△ 970
後 期 分	269,047	267,087	1,960
介 護 分	87,963	87,953	10

令和6年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第3表

(単位:千円)

		歳 入			
科 目		医 療	後 期	介 護	合 計
国民健康保険税	現年課税分	480,581	182,492	51,423	741,686
	滞納繰越分	18,600	6,121	2,469	
一部負担金		1			1
手数料		350			350
県支出金	普通交付金	3,769,434			3,921,414
	特別交付金	151,980			
財産収入		329			329
一般会計繰入金	保険基盤安定等	162,635	63,165	18,618	379,716
	職員給与費等	53,488			
	出産育児一時金	8,000			
	財政安定化支援事業	65,010			
	その他	8,800			
基金繰入金		20,978	17,269	15,453	53,700
繰越金		1			1
諸収入		12,803			12,803
歳 入 合 計		4,752,990	269,047	87,963	5,110,000
前 年 度		4,753,960	267,087	87,953	5,109,000
増 減		△ 970	1,960	10	1,000

※本年度より医療分の一般・退職区分廃止（前年度は退職分313千円含む）

(単位:千円)

		歳 出			
科 目		医 療	後 期	介 護	合 計
総務費	総務管理費	86,229			89,050
	徴税費	2,407			
	運営協議会費	414			
保険給付費	療養給付費	3,220,928			3,776,446
	療養費	24,800			
	審査支払手数料	8,100			
	高額療養費	499,000			
	移送費	100			
	出産育児諸費	12,006			
	葬祭諸費	4,500			
	結核医療諸費	12			
	精神医療諸費	7,000			
国保事業費納付金		824,122	269,047	87,963	1,181,132
保健事業費		44,783			44,783
公債費		500			500
諸支出金		16,760			16,760
積立金		329			329
予備費		1,000			1,000
歳 出 合 計		4,752,990	269,047	87,963	5,110,000
前 年 度		4,753,960	267,087	87,953	5,109,000
増 減		△ 970	1,960	10	1,000

令和6年度一般会計繰入金及び保険税算出基礎

第4表

1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

区 分				金 額
(1) 保険基盤安定制度等による繰入金				244,418
	医療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	
低所得者保険税軽減額	106,889	41,819	12,724	
保険者支援分	54,045	20,684	5,846	
未就学児均等割保険税軽減額	1,389	542	—	
産前産後保険税軽減額	312	120	48	
(2) 職員給与費等繰入金				53,488
(3) 出産育児一時金繰入金 (500千円×24件) ×2/3				8,000
(4) 国保財政安定化支援事業による繰入金				65,010
	保険税負担能力が低いことによる支援額		48,975	
	年齢構成差による支援額		16,035	
(5) その他一般会計繰入金				8,800
	保健事業費分 (健康奨励事業)		1,800	
	市単独支援分/福祉医療波及分		7,000	
小 計	[(2)+(3)+(4)+(5)]			135,298
繰入金合計	[(1)+(2)+(3)+(4)+(5)]			379,716

2. 保険税賦課総額 (医療分+後期分)

(単位：千円)

区 分		金 額
1 歳出総額		5,110,000
2 歳入総額 (現年課税分、繰入金を除く)		4,013,511
3 歳入歳出不足額 (1-2)		1,096,489
< 内訳 > 一般会計繰入額		379,716
基金繰入額		53,700
保険税所要額		663,073

3. 世帯及び被保険者別の平均保険税額

(単位：円)

区 分	令和5年度 (当初) (a)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (当初) (b)	当初比較 (%) (b)/(a)
1人当たり保険税額 (医療分+後期分)	84,329	81,602	85,461	101.34
1世帯当たり保険税額 (医療分+後期分)	125,269	120,995	125,139	99.90
1人当たり保険税額 (介護分)	22,413	21,100	23,065	102.91
1世帯当たり保険税額 (介護分)	26,250	24,829	26,655	101.54

世帯数・被保険者数・診療費の年次別推移

第5表

区分 年度	世帯数 年間平均 (世帯)	被保険者数 年間平均 (人)	診療費				
			件数 (件)	受診率 (%)	費用総額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)
3 (3月～2月)	6,153	9,423	157,930	1,676.01	4,395,031	27,829	466,415
対前年比(%)	99.00	97.80	100.73	103.00	104.36	103.60	106.70
4 (3月～2月)	5,964	9,012	154,230	1,711.38	4,423,692	28,682	490,867
対前年比(%)	96.93	95.64	97.66	102.11	100.65	103.07	105.24
5 (見込) (3月～2月)	5,800	8,600	150,221	1,746.76	4,389,218	29,218	510,374
対前年比(%)	97.25	95.43	97.40	102.07	99.22	101.87	103.97
6 (見込) (3月～2月)	5,600	8,200	148,000	1,804.88	4,364,400	29,489	532,244
対前年比(%)	96.55	95.35	98.52	103.33	99.43	100.93	104.29

国保制度における用語の解説

【国民健康保険税（料）】

国民健康保険法により、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収するもの。（市町村は地方税法により国民健康保険税で徴収することができます。）

基礎課税額（医療給付費分）と後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等分）と介護納付金課税額（介護保険分）を合わせたもの。

- ・医療給付費分 被保険者の医療給付費などに充てられる費用についての保険税。
全ての被保険者が対象。
- ・後期高齢者支援金等分 後期高齢者医療制度の被保険者の医療給付費を支援するための保険税。
全ての被保険者が対象。
- ・介護納付金分 介護保険の第2号被保険者としての保険税。40歳以上で64歳までの被保険者のみが対象。

【国民健康保険事業費納付金】

都道府県が国保事業に要する費用に充てるため市町村から徴収するもので、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定したもの。

【標準保険料率】

都道府県が標準的な住民負担の「見える化」を図るとともに、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を市町村ごとに設定するもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）】

保険給付を行う主体は市町村であり、保険給付に必要な費用はすべて都道府県が賄う。この保険給付に要する費用等に対し、市町村に支払われるもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）】

都道府県から市町村に、市町村の特別な事情に応じて支払われるもの。具体的には市町村への特別調整交付金分、都道府県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等費用の3分の2負担分など。

【保険者努力支援制度】

国が保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、医療費適正化への取組や収納率向上に関する取組などについて、客観的な指標に基づき、交付金を交付する制度。インセンティブ強化を図り、保険者機能の役割を發揮してもらい、国保の財政基盤を強化することに狙いがある。